

三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>三田市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>三田市長</u>の選挙における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により三田市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>三田市議会議員及び三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>三田市議会議員及び三田市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>三田市議会議員及び三田市長</u>の選挙における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により三田市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>